

# 消除予定添加物名簿の作成に係る 販売等調査について

消費者庁  
食品衛生基準審査課

# 既存添加物消除の概要

- 食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律（平成7年法律第101号）附則第2条の3の規定（以下「消除規定」という。）により、内閣総理大臣は、その販売、製造、輸入、加工、使用、貯蔵及び陳列（以下「販売等」という。）の状況からみて、現に販売の用に供されていないと認める既存添加物並びにこれを含む製剤及び食品について、消除予定添加物名簿を作成の上公示し、必要な手続きを経て既存添加物名簿（平成8年厚生省告示第120号）から消除することができることとされている。
- これまでに既存添加物489品目のうち132品目が名簿から消除されており、現在収載されている既存添加物は357品目となっている。
- 今般、消費者庁において、既存添加物8品目の予備的な販売等調査を行ったところ、現に販売の用に供されていない可能性があることから、販売等の実態について調査を行うこととし、令和6年12月27日付けで周知依頼（参考資料3）を発出した。

## 本調査（消除）の対象となる既存添加物

| 既存添加物<br>名簿番号 | 既存添加物名称                                            |
|---------------|----------------------------------------------------|
| 3             | アクチニジン                                             |
| 25            | アントシアナーゼ                                           |
| 28            | イソマルトデキストラナーゼ                                      |
| 33            | ウェランガム<br>（アルカリゲネスの培養液から得られた、多糖類を主成分とするものをいう。）     |
| 223           | トレハロースホスホリラーゼ                                      |
| 253           | ファフィア色素<br>（ファフィアの培養液から得られた、アスタキサンチンを主成分とするものをいう。） |
| 309           | マルトースホスホリラーゼ                                       |
| 343           | リポキシゲナーゼ                                           |

# 消除予定添加物名簿の作成に向けた今後の作業

- 都道府県等自治体を通じて、本調査（消除）の対象となる既存添加物 8 品目の販売等の流通実態調査について取りまとめる。

【申出期間】 令和 7 年 3 月 31 日まで

- 上記調査の結果、既存添加物 8 品目のうち、流通実態が改めて確認できなかった品目について、消除に向けた作業を進めることとする。

# 【参考】これまでの既存添加物の消除について

## 第1次消除（平成16年）

厚生労働科学研究による流通実態調査で流通実態が確認できなかった74品目を対象に、都道府県等への調査を行い、その結果、当該添加物並びにこれを含む製剤及び食品が現に販売の用に供されていないと認められた38品目を消除した。

## 第2次消除（平成19年）

第1次消除において実施された都道府県等への調査を精査したところ、誤認等の理由により、販売等の流通実態が確認できない等の事情が認められた47品目を対象に都道府県等への調査を行い、その結果、当該添加物並びにこれを含む製剤及び食品が現に販売の用に供されていないと認められた32品目を消除した。

## 第3次消除（平成23年）

流通実態調査で流通実態が確認できず、かつ、海外規格（JECFA、EU及び米国）の存在が確認できなかったもの又は添加物としての目的での使用実態が確認できなかったもの（いわゆる健康食品素材）の基本方針を満たす125品目を対象に都道府県等への調査を行い、その結果、当該添加物並びにこれを含む製剤及び食品が現に販売の用に供されていないと認められた53品目<sup>1)</sup>の既存添加物を消除した。

## 第4次消除（令和2年）

厚生労働科学研究による流通実態調査で流通実態が確認できなかった68品目を対象に、国内及び海外への調査を行い、その結果、当該添加物並びにこれを含む製剤及び食品が現に販売の用に供されていないと認められた8品目<sup>2)</sup>を消除した。

## 第5次消除（令和7年予定）

厚生労働科学研究等による流通実態調査で流通実態が確認できなかった78品目を対象に、国内及び海外への調査を行い、その結果、当該添加物並びにこれを含む製剤及び食品が現に販売の用に供されていないと認められた32品目について「消除予定添加物名簿」として公表した。令和7年2月現在、名簿訂正の申出期間中である。

上記のほか、平成16年に安全性の問題で1品目（「アカネ色素」）を名簿から消除した。

- 1) 平成23年5月6日に既存添加物名簿から53品目が消除され、併せて「スフィンゴ脂質」及び「タンニン（抽出物）」の基原の一部が削除された。
- 2) 令和2年2月26日に既存添加物名簿から8品目の添加物の名称が消除され、併せて「香辛料抽出物」の基原の一部が削除された。